

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準 一学校保健安全法施行規則第18条・19条一

29.5.11

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）	
	中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）	
特定鳥インフルエンザ（H5N1またはH7N9）		
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状にとり学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎※）・マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ 他 ※感染性胃腸炎はウイルス性のものに限る	

他の細菌性
胃腸炎は除く